

2. 年金手続きについて

【1】年金に関する手続きの種類

1. 年金の支給開始年齢（※）に到達する前に退職（組合員資格を喪失）する場合

「退職届書」の提出により、共済組合員としての加入期間（公務員厚年）や給料額などの年金を決定するために必要な情報が整備され、共済組合本部に年金待機者として登録されます。

2. 年金の支給開始年齢（※）に到達した後に退職（組合員資格を喪失）する場合

（1）老齢厚生年金（特別支給）の請求をしている場合

「年金改定請求書」の提出により、在職中の支給停止が解除され、退職日までの期間を加算して年金の改定処理が行われます。

（2）老齢厚生年金（特別支給）は未請求だが、退職前に受給開始年齢に到達している場合

「年金請求書」と「退職改定請求書」の提出により、受給権発生時（支給開始年齢となる誕生日の前日）の年金裁定と、退職日までの期間を加算する改定処理が行われます。

【（※）年金の支給開始年齢】

昭和 24 年 4 月 2 日 ~ 昭和 28 年 4 月 1 日 生まれ	▼60 歳 特別支給の退職共済年金	▼65 歳 本来支給の退職共済年金 または、老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 28 年 4 月 2 日 ~ 昭和 29 年 10 月 1 日 生まれ	▼61 歳 特別支給の退職共済年金	▼65 歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 29 年 10 月 2 日 ~ 昭和 30 年 4 月 1 日 生まれ	▼61 歳 特別支給の老齢厚生年金	▼65 歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 30 年 4 月 2 日 ~ 昭和 32 年 4 月 1 日 生まれ	▼62 歳 特別支給の老齢厚生年金	▼65 歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 32 年 4 月 2 日 ~ 昭和 34 年 4 月 1 日 生まれ	▼63 歳	▼65 歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 34 年 4 月 2 日 ~ 昭和 36 年 4 月 1 日 生まれ	▼64 歳	▼65 歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 36 年 4 月 2 日 以降の生まれ ★令和 3 年度末 定年退職者（60 歳）		▼65 歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金

3. 他府県の公立学校共済組合や、他の公務員共済組合に異動する方

「転出届書」の提出により、新たに加入する公務員共済組合に年金記録が引き継がれます。

（注）退職後、引き続き他府県の公立学校共済組合等へ異動する方が対象です。

【2】退職にあたっての手続き

1. 定年(60歳)退職(組合員資格を喪失)する方

昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれの方

(手続きの流れ)

- ① 令和3年12月以降に、各個人の封筒が所属所に届きます。

【配付物】	・年金手続きのしおり … 履歴書(様式)あり ・「退職届書(共済組合提出用)」
-------	--

- ② 履歴書は、各教育委員会の通知に従い作成(帳票等)し、各教育委員会に提出してください。(退職手当の請求にも必要となります。) <P.11 参照>

- ③ 「繰上げ支給の老齢厚生年金(P.30参照)」を請求する方は、年金手続きのしおりに掲載してある「老齢厚生年金等 繰上げ請求申込書」と「退職届書(共済組合提出用)」を、令和4年2月15日までに公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出してください。

おって、必要書類を3月上旬に送付します。

- ④ ③の「繰上げ支給の老齢厚生年金(P.30参照)」を請求しない方は、「退職届書(共済組合提出用)」を、令和4年3月末までに公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出してください。

提出が必要な方	令和4年3月の定年退職で公立学校共済組合の現職組合員資格を喪失する者 ※1 (例) R4.4以降の勤務：就職しない、再任用短時間勤務、民間就職など
提出が不要な方	令和4年4月以降も引き続き公務員の共済組合の現職組合員資格を有する者 (例) R4.4以降の勤務：再任用フルタイム勤務、臨時的任用職員 ※2、転出者 ※3

※1 任意継続組合員は、短期給付(医療保険)のみの制度なので、「退職届書」の提出は必要です。

※2 臨時的任用職員は、退職後9日以内に同じ任命権者に採用される場合、資格が継続されますので、「退職届書」の提出は不要です。

※3 転出者はP10を参照してください。

- ⑤ 公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」及び「年金待機者となられた皆さまへ」のリーフレットが届きます。(所要期間：退職届提出後 約6か月～12か月程度)

「年金待機者登録通知書」には、今後の問い合わせの際に必要な待機者番号が記載されていますので、大切に保管してください。

- ⑥ 年金支給開始年齢になる直前に、公立学校共済組合本部から年金請求書などの案内が自宅に届きます。

ただし、退職後に、他の厚生年金制度に加入された場合は、最後に加入した年金実施機関(日本年金機構や他の共済組合等)から請求書類が届きます。 <P.13 参照>

2. 定年（60 歳）前に退職（組合員資格を喪失）する方 及び

61 歳～62 歳で退職（組合員資格を喪失）する方 / 年齢は令和 4 年 3 月末時点 （再任用フルタイム勤務から短時間勤務への変更を含む）

- ・昭和 37 年 4 月 2 日以後生まれの方
- ・昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれの方

（手続きの流れ）

- ① 退職予定の方は「退職(予定)者カード」※ を公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出（郵送・通送 又は FAX 可）してください。

※「退職(予定)者カード」は、公立学校共済組合大阪支部のホームページからダウンロードできます。
<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>
 トップページ [大阪支部について] : [様式集(諸用紙のダウンロード)] ⇒ [長期給付関係(年金)の様式]
 (P. 12 の様式をコピーして使用いただいてもかまいません。)

退職予定者に係る年金手続きの通知文を参照してください。(令和 3 年 12 月以降に所属所あて送付予定)

- ② 年金グループから、「退職(予定)者カード」に記入された送付希望先に、氏名や住所などを印字した「退職届書(共済組合提出用)」と履歴書(様式)が届きます。

(注)昭和 37 年 10 月 1 日以前生まれの方で、年金の繰上げ請求を希望する場合は申し出てください。

- ③ 履歴書は、各教育委員会の通知に従い作成し(帳票等)、各教育委員会に提出してください。
(退職手当の請求にも必要となります。)

<P.11 参照>

再任用フルタイム勤務を終了する際は、履歴書の作成は不要です。

- ④ 退職日以降に、「退職届書(共済組合提出用)」を公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出してください。

提出が必要な方	令和 4 年 3 月の退職で公立学校共済組合の現職組合員資格を喪失する者 ※1 (例) R4. 4 以降の勤務：就職しない、再任用短時間勤務へ変更、民間就職など
提出が不要な方	令和 4 年 4 月以降も引き続き公務員の共済組合の現職組合員資格を有する者 (例) R4. 4 以降の勤務：再任用フルタイム勤務、臨時的任用職員 ※2、転出者 ※3

※1 任意継続組合員は、短期給付(医療保険)のみの制度なので、「退職届書」の提出は必要です。

※2 臨時的任用職員は、退職後 9 日以内に同じ任命権者に採用される場合、資格が継続されますので、「退職届書」の提出は不要です。

※3 転出者は P10 を参照してください。

- ⑤ 登録が完了しますと、公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」及び「年金待機者となられた皆さまへ」のリーフレットが届きます。(所要期間：退職届提出後 約 6 か月～12 か月程度)

「年金待機者登録通知書」には、今後の問い合わせの際に必要な待機者番号が記載されていますので、大切に保管してください。

(注)退職後 6 か月以内に年金の支給開始年齢に到達する場合は年金待機者登録を省略します。

- ⑥ 年金支給開始年齢になる直前に、公立学校共済組合本部から年金請求書などの案内が自宅に届きます。

ただし、退職後に、他の厚生年金制度に加入された場合は、最後に加入した年金実施機関(日本年金機構や各共済組合等)から請求書類が届きます。 <P.13 参照>

3. 63 歳～65 歳で退職（組合員資格を喪失）する方

／ 年齢は令和 4 年 3 月末時点 （再任用フルタイム勤務から短時間勤務への変更を含む）

昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれの方

（手続きの流れ）

- ① 退職予定の方は「退職(予定)者カード」※ を公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出（郵送・逕送 又は FAX 可）してください。

提出が必要な方	令和 4 年 3 月の退職で公立学校共済組合の現職組合員資格を喪失する者 ※1 （例）R4.4 以降の勤務：就職しない、再任用短時間勤務へ変更、民間就職など
提出が不要な方	令和 4 年 4 月以降も引き続き公務員の共済組合の現職組合員資格を有する者 （例）R4.4 以降の勤務：再任用フルタイム勤務、臨時的任用職員 ※2、転出者 ※3

※1 任意継続組合員は、短期給付(医療保険)のみの制度なので、「退職予定者カード」の提出は必要です。

※2 臨時的任用職員は、退職後 9 日以内に同じ任命権者に採用される場合、資格が継続されますので、「退職予定者カード」の提出は不要です。

※3 転出者は P10 を参照してください。

※ 「退職(予定)者カード」は、公立学校共済組合大阪支部のホームページからダウンロードできます。

<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>

トップページ [大阪支部について]：[様式集(諸用紙のダウンロード)] ⇒ [長期給付関係(年金)の様式]

(P. 12 の様式をコピーして使用いただいてもかまいません。)

退職予定者に係る年金手続きの通知文を参照してください。(12 月以降に所属所あて送付予定)

～ 「63 歳・65 歳定年退職の方(大学等)」および「65 歳の年度末で再任用フルタイム勤務が終了する方」(昭和 31 年 4 月 2 日から昭和 32 年 4 月 1 日生まれの方)へ～

「退職(予定)者カード」の提出は不要です。

《年金手続関係の書類の送付》

- ① 63 歳・65 歳定年退職の方(大学教授等)は、令和 4 年 2 月以降に所属所あてに送付します。
- ② 65 歳の年度末で再任用フルタイム勤務が終了する方は、令和 4 年 2 月以降にご自宅あてに送付します。

- ② 年金グループから、「退職(予定)者カード」に記入された送付希望先に、次のいずれかの書類が届きます。

(1) 老齢厚生年金(特別支給)の請求をしている場合

年金の「退職改定請求書」を配付しますので、提出してください。在職中の支給停止を解除するとともに、退職日までの期間を加算して年金の改定処理を行います。

(注) 退職後(共済組合の資格喪失後)、1 ヶ月以内に再度共済組合の資格を取得する場合は、「退職改定請求書」の提出は不要です。

(2) 老齢厚生年金(特別支給)は未請求だが、退職前に受給開始年齢に達する場合

「年金請求書」と「退職改定請求書」を配付しますので、提出してください。受給権発生時(支給開始年齢となる誕生日の前日)の年金裁定と、退職日までの期間を加算する改定処理を行います。

(注) 退職後(共済組合の資格喪失後)、1 ヶ月以内に再度共済組合の資格を取得する場合は、改定処理は行わず、年金裁定のみを行いますので、「年金請求書」のみ提出してください。

4. 現在臨時的任用職員で組合員資格を喪失する方

(1) 年金の支給開始年齢に達していない場合

本人の手続きは不要です。年金待機者としての登録に必要な「退職届書（共済組合提出用）」を各所属所に送付し、所属所から（退職している元組合員を通さず）共済組合へ提出していただきます。

また、退職直後に年金の支給開始年齢に達する場合は、支給開始年齢の前に「年金請求書」を配付しますので、提出してください。詳細については、「年金請求書」配付時の案内文を参照してください。

(2) 年金の支給開始年齢に達している場合

「退職予定調査票（仮称）」を、令和4年2月以降に所属所あて送付しますので、任期の満了により組合員資格を喪失する方（P49,50参照）は、「退職予定調査票（仮称）」を令和4年3月末までに公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出してください。ご提出いただいた内容に基づき①・②の事務を進めます。

①老齢厚生年金（特別支給）の請求をしている場合

「退職予定調査票（仮称）」の回答に基づき、在職中の支給停止を解除するとともに、退職日までの期間を加算（70歳以上の期間は除く）する年金の改定処理を行います。

（注）退職後（共済組合の資格喪失後）、1ヶ月以内に再度共済組合の資格を取得する場合は、改定処理は行いません。

②老齢厚生年金（特別支給）の請求をしていない場合

「年金請求書」と「退職改定請求書」を住所あてに配付しますので、提出してください。受給権発生時（支給開始年齢となる誕生日の前日、もしくは、支給開始年齢に達した後、共済へ新規加入した翌月）の年金裁定と、退職日までの期間を加算（70歳以上の期間は除く）する改定処理を行います。

（注）退職後（共済組合の資格喪失後）、1ヶ月以内に再度共済組合の資格を取得する場合は、改定処理は行わず、年金裁定のみを行いますので、「年金請求書」のみ提出してください。



かめるん

5. 他府県の公立学校共済組合や他の公務員共済組合へ異動する方

退職後、引き続き、国や他の自治体の公務員として採用され、他府県の公立学校共済組合や他の公務員共済組合に加入する場合は、「**転出届書**」を提出してください。それにより、新たに加入する共済組合に年金記録が引き継がれます。

(例)

勤務先	加入する共済組合	加入する年金制度
知事部局への異動	地方職員共済組合へ転出	地共済厚生年金(第3号)
他の都道府県の公立学校教職員	公立学校共済組合の他支部へ転出	地共済厚生年金(第3号)
市町村の教育委員会等の職員	市町村職員共済組合へ転出	地共済厚生年金(第3号)
大阪府警察本部に勤務	警察共済組合へ転出	地共済厚生年金(第3号)
国立の学校教員等	国家公務員共済組合へ転出	国共済厚生年金(第2号)

(手続きの流れ)

- ① 履歴書は、各教育委員会の通知に従い作成し(帳票等)、各教育委員会に提出してください。引き続きことで退職手当が出ない場合、年金用の2部のみ必要となります。<P.11 参照>
- ② 退職日以降に、「**転出届書**」を公立学校共済組合大阪支部 年金グループに提出してください。

※「転出届書」は、公立学校共済組合大阪支部のホームページからダウンロードできます。

<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>

トップページ [大阪支部について] : [様式集(諸用紙のダウンロード)] ⇒ [長期給付関係(年金)の様式]

(参考)

6. 国民年金への加入

60歳未満で退職し、再就職などで年金制度へ加入しない場合は、60歳に達するまで、国民年金第1号被保険者として国民年金に加入する必要があります。

※任意継続組合員となる場合にも、国民年金への加入が必要です。任意継続制度に、年金制度は入っていません。

7. 国民年金への加入(配偶者)

国民年金第3号被保険者資格喪失後の届出の手続きについて

組合員が退職したことにより、扶養されていた配偶者(20歳以上60歳未満の者)は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することになります。組合員の退職後、速やかに手続きをしてください。

< 手続きは、P.67を参照してください。 >

履歴書の作成

退職の際には、退職手当の請求や年金請求の手続きのための履歴書の作成、提出が必要になります。作成は4部（年金用に2部、退職手当の請求のために1部、任命権者の控えに1部）です。

履歴書については、各市町村教育委員会 又は大阪府教育庁への退職手当の請求関係にあわせて作成していただき、下記のとおり提出願います。

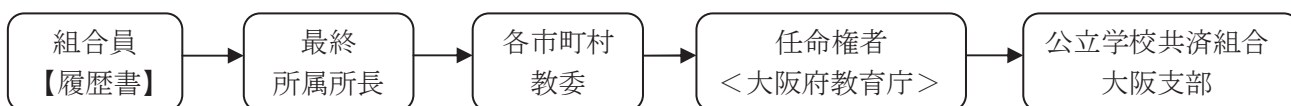
また、他共済や他支部へ「転出」する場合も、履歴書の作成が必要となります。

※ 履歴書の作成方法や部数、提出時期などについては任命権者により異なります。詳細については、各教育委員会からの通知にしてください。

基本的な履歴書の流れ

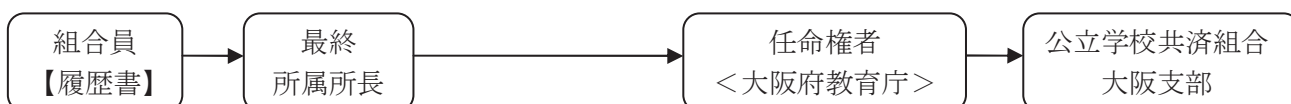
(1) 市町村立学校が最終所属の方 <府費負担教職員に限る>

※ただし豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）立の学校は除く



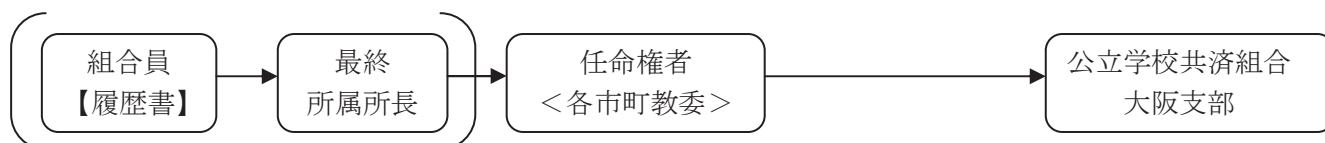
(2) 上記を除く学校及び幼稚園が最終所属の方

① 大阪府立学校



②

- ・大阪市立小中学校・高等学校・幼稚園等 …大阪市は市教委が作成。(退職手当請求には別途必要)
- ・堺市立小中学校・高等学校・支援学校・幼稚園等 …堺市は市教委が作成。
- ・豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）立小中学校・幼稚園等
- ・岸和田市立産業高等学校・東大阪市立日新高等学校<市費負担>
- ・市立幼稚園・こども園



公立学校共済組合大阪支部のホームページに、履歴書の記入要領、様式、記入例を掲載しています。

<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>

トップページ [大阪支部について]: [様式集 (諸用紙のダウンロード)] ⇒ [長期給付関係 (年金) の様式]

退職(予定)者カード

退職(予定)日	令和 年 月 日 (年度末・年度末以外)
ふりがな	旧姓
氏名	性別
生年月日	昭和・平成 年 月 日
組合員証番号	職名
所属所名	小・中・高等学校・支援学校 幼稚園・こども園・大学
送付希望先	1. 所属所(本人・担当者名) 2. 自宅
〒	
住所	
電話番号	()

※ 職名の例：学長、教授、助教授、校長、園長、教諭(教頭)、助教諭、助教諭、指導主事、養護教諭、講師、実習助手、事務職員、管理作業員、給食調理員、栄養職員、医師、看護職員、医療技術職員、労務技術職員、等

= 共済組合記入欄 =

- 配付方法 1. 窓口(本人・代理)
2. 郵便(学校・自宅)
3. 送付

用紙配付日 令和 年 月 日

- 用紙種別 1 退職届書 2 老令厚生年金(決定・改定)
3 その他()

- ※1 定年退職予定者、再任用フルタイム5年満了者(年度末年齢65歳)、臨時的任用職員及び転出者は提出不要です。
※2 上記※1以外の退職予定者のみ提出してください。
※3 太枠線内のみ記入願います。

退職届書 [共済組合提出用] (縮小サンプル)

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

支部 271230123456	組合員番号 271230123456	退職届書 (共済組合提出用)	
氏名 氏名	フリガナ コウリツ 公立	所属 公立	印
氏名 氏名	フリガナ タロウ 太郎	所属 公立	印
退職年月日 昭和 年 月 日	退職年月日 平成 年 月 日	旧姓 旧姓	改姓年月日 平成 年 月 日
所属機関名 △△小学校	所属機関名 教諭	職名 教諭	退職番号 12345678
退職者の住所 〒 番地	住所 大阪府 阪南市	郵便番号 599-8888	電話番号 0724-00-0000
退職者の配属 △△小学校	配属区分 教諭	退職事由 普通・定年・勤続・失職	退職年月日 昭和 年 月 日
退職者の配属 △△小学校	配属区分 教諭	退職事由 普通・定年・勤続・失職	退職年月日 昭和 年 月 日
退職者の配属 △△小学校	配属区分 教諭	退職事由 普通・定年・勤続・失職	退職年月日 昭和 年 月 日
退職者の配属 △△小学校	配属区分 教諭	退職事由 普通・定年・勤続・失職	退職年月日 昭和 年 月 日

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
令和 〇年 3月31日
所属機関名 △△小学校
所属機関の長 氏名 校長 福利 次郎
△△小学校 校長印
△△小学校 令和〇.3.31 受付

共済組合記入欄(任意)		一時金額		受給日	
退職事由	退職事由	一時金額	元号	年	月
普通・定年・勤続・失職	普通・定年・勤続・失職	昭和	昭和	昭和	昭和
普通・定年・勤続・失職	普通・定年・勤続・失職	昭和	昭和	昭和	昭和
普通・定年・勤続・失職	普通・定年・勤続・失職	昭和	昭和	昭和	昭和
普通・定年・勤続・失職	普通・定年・勤続・失職	昭和	昭和	昭和	昭和

【3】年金請求時の手続き

1. ワンストップサービスの導入

被用者年金制度一元化によるワンストップサービスが導入され、年金相談や請求書等の提出はすべての窓口（年金事務所や各共済組合等）で対応ができるようになりました。（障害給付は除きます）

2. 年金請求書の案内（事前送付）

老齢厚生年金（特別支給 又は本来支給）の支給開始年齢になる直前に、年金請求書などの案内が、最後に加入していた厚生年金実施機関※（日本年金機構や共済組合など）から届きます。

※退職後、国民年金に加入しても、厚生年金制度ではないので関係ありません。

（年金請求書送付元の一例）

〈令和4年4月時点〉

退職後の勤務 （受給権発生時の最終）	・再任用の短時間勤務 ・民間会社での勤務	・再任用フルタイムの勤務（現職組合員） ・常勤講師	就職しない	私立学校勤務
加入する 厚生年金の区分	第1号： 一般厚生年金	第3号： 地共済厚生年金	加入なし	第4号： 私学共済厚生年金
	↓	↓	↓	↓
請求書の事前 送付元	日本年金機構	公立学校共済組合 （大阪支部）	公立学校共済組合 （本部）	私学共済

3. 年金請求書の提出

- ・厚生年金の加入歴が、複数の実施機関にまたがっていたとしても、1か所に請求することですべての厚生年金期間の年金請求をしたことになります。
- ・請求書の提出はどこの窓口でも可能ですが、基本的には送付元に請求（郵送）するのが効率的です。
- ・最初に受付けた実施機関が他の実施機関に請求書等を電子回付します。年金の裁定と支給については、第1号から第4号の実施機関が各々の加入期間に応じて別々におこないます。
- ・再就職や給料額の把握を、各実施機関で連携して行う必要があるため、年金の裁定と支給には一元化前より時間を要しています。

加入する 厚生年金 の区分	民間会社の勤務	公務員の共済組合に加入した期間		私学教職員の期間
		国家公務員	地方公務員	
	第1号： 一般厚生年金期間	第2号： 国共済厚生年金期間	第3号： 地共済厚生年金期間	第4号： 私学共済厚生年金期間
請求書の 提出窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所 ・各共済組合 ・私学共済事務所 		原則、どこでも受付可能となります。 ※年金相談や各種届出などの多くが、どの窓口でも対応できるようになります。	
年金の裁定	日本年金機構	共済組合（最終に所属する共済組合）		私学共済
年金の支払	日本年金機構	共済組合（ ” ）		私学共済

トピックス①

年金請求書はどういったものか

- 1つの請求書で、第1号から第4号の全ての厚生年金の請求をします。
(ただし、女性の一般厚生年金(第1号)の請求は受給権発生年齢が早いので、先に案内されます。)
- 共済組合から送付する請求書は全25ページで構成されています。
- 氏名や生年月日などの基本項目及び厚生年金の加入歴が印字されています。
現状、この印字された請求書を再発行することができません。再送付では、印字のない請求書になりますのでご了承ください。
- 65歳から加算される加給年金の対象者についての記入ページがあります。
- 請求書の後半には機構独自項目のページ、公務員共済独自項目のページ、私学共済独自項目のページがあります。年金の税金に係る「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」はそれぞれ1ページずつあります。
一般厚生年金(第1号)の期間がなければ、機構独自項目のページは記入不要です。また、私学共済厚生年金(第4号)の期間がなければ、私学共済独自項目のページは記入不要です。
- 雇用保険の加入状況についての記入欄があります。
公務員(大学の教員等一部を除く)は雇用保険の被保険者となっていませんが、定年退職後、雇用保険適用事業所(民間企業等)に再就職すれば、「雇用保険被保険者証」をもらいますので、大切にしまっておいてください。
再任用教職員の方で、雇用保険法の適用を受ける場合も同様です。

年金請求書 縮小サンプル(1頁、6頁のみ)

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●この年金請求書には、共済組合等でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なる場合は、二重線を引いて訂正してください。

●年金を受ける方が記入する箇所は (黄色) の部分です。



1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください

郵便番号

フリガナ

住所

フリガナ

氏名 姓

署名欄 (印) 社会保険労務士の提出代行印 (印)

基礎年金番号 生年月日

電話番号1 電話番号2

2. 年金の受取口座をご記入ください。

受取機関

フリガナ

口座名義人氏名

年金機関コード 支店コード (フリガナ)

銀行名 支店名

口座番号(左詰めで記入)

貯金通帳の口座番号

記号(左詰めで記入) 番号(右詰めで記入)

金融機関またはゆうちょ銀行の証明

支店局コード

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の5ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている (全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中

①「1. 受けている」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月 月	年金証書の年金コード(4ケタ) または記号番号等
・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成	年 月 月	
・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成	年 月 月	
・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成	年 月 月	

②「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
・老齢または退職	
・障害	
・遺族	

↓ 加入した年金制度が国民年金のみの方は、次の(2)、(3)の記入は不要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

- はい いいえ

①「はい」を○で囲んだ方

雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

雇用保険被保険者番号

②「いいえ」を○で囲んだ方

下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、署名または記名+押印してください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。
(該当する項目を○で囲んでください。)

ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため、雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため、雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため、過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

●ご本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。 署名 (印)

(3) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または高年齢雇用継続給付を受けていますか。(または受けたことがありますか。)(「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。)

- はい いいえ

*これから受ける予定のある方は、共済組合等にお問い合わせください。

トピックス②

年金証書はどういったものが
何枚発行されるのか

- 年金一元化後の年金証書には、下記のような名称での記載になります。
- (例) 民間歴（一般厚生年金(第1号)に加入）のある男性（S36.4.2生）が、65歳で年金を請求して発行される年金証書の記載内容
基礎年金番号：9450-*****

○共済組合が発行する年金証書：2枚

年金の種類	年金証書記号番号	基礎年金番号 及び 年金コード
老齢厚生年金	31 -1*****	9450 ***** - 1130
退職共済年金 (経過的職域)	31 -1*****	9450 ***** - 1170

- 厚生年金部分（2階）と職域部分（3階）で、別々に年金証書が作られます。
- 年金証書記号番号は、従前からの共済年金での独自番号です。
- 一元化後の厚生年金ルールによって、種類に応じた年金コードがつきます。

○日本年金機構が発行する年金証書：1枚

年金の種類	—	基礎年金番号 及び 年金コード
老齢厚生年金・国民年金	—	9450 ***** - 1150

地 方 公 務 員 共 済 組 合

年 金 証 書

年金の種類 老齢厚生年金（特別） 基礎年金番号 9950737961 年金コード 1130

年金証書記号番号 33-99307900

受給権者の氏名 **公立 太郎** 受給権取得年月 令和2年12月

受給権者の生年月日 昭和32年12月5日

年 金 額 1,102,680 円

により、上記の年金を決定したことを証します。

令和3年1月18日

公立学校共済組合理事長 

年 金 決 定 通 知 書

1. 年金の種類

2. 年金額

開始年月	基本となる年金額	加給年金額または加算額	支給停止額	支給年金額	事由
令和3年1月	1,102,680 円	0 円	416,838 円	685,842 円	在職停止

3. 加入期間・平均標準報酬額等の内容

平成15年3月以前の期間	平成15年4月以後の期間	合計	平成15年3月以前の平均標準報酬月額	平成15年4月以後の平均標準報酬月額
268 月	176 月	444 月	279,368 円	536,240 円

4. 加給年金額対象者の内訳

配偶者	子
有	人

101-0064

東京都 千代田区 神田駿河台
2-9-12


公立 太郎 様

(注) この決定について疑義がある場合は、当組合本部までお問い合わせください。また、不服がある場合は、この決定があったことを知った日から3月以内に文書又は口頭で行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、その趣旨および理由を付して、当組合内の公立学校共済組合審査会あて審査請求することができます。（法改正などの制度に対する不服は審査の対象になりません。）

なお、この決定により不利益が生じる場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）により、この決定があったことを知った日から6月以内（審査請求を行ったときは、審査会の裁決があったことを知った日から6月以内）に、当組合を相手方として裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

上記のとおり年金を決定しましたので通知します。

令和3年1月18日

公立学校共済組合理事長 

【4】年金の概算額について

1. 「ねんきん定期便」

平成 27 年 12 月 開始

すべての公的年金が対象

被用者年金制度の一元化に伴い「ねんきん定期便」が毎年 1 回、誕生月の月末に届きます。

- ・約 4 か月前の記録で作成されます。異動等でデータが反映されないことがあります。ご了承ください。
- ・退職後は、加入する年金制度の実施機関から送付されます。
(日本年金機構が送付実施機関の判定をし、記録提供します。)
- 例えば早期退職した後、国民年金に加入すれば日本年金機構から送付されます。
- ・60 歳以上で厚生年金の被保険者（第 1 号～第 4 号）である間は、加入実績に基づき送付されます。
- ・60 歳以上で公的年金制度に加入しない場合は送付されません。

○ 年齢による内容の違い

年齢区分	送付形式	見込み額等の内容
節目年齢 (59 歳)	封書	60 歳まで加入を延ばした見込み額、加入履歴
節目年齢 (35 歳、45 歳)	封書	加入実績での見込み額、加入履歴
節目年齢以外：50 歳以上	圧着はがき	60 歳まで加入を延ばした見込み額
節目年齢以外：50 歳未満	圧着はがき	加入実績での見込み額

P. 18 に ねんきん定期便のサンプル (50 歳以上) を掲載しています。

2. 「地共済年金情報 Web サイト」

公務員共済期間のみ

被用者年金制度一元化対応でリニューアルされた「地共済年金情報 Web サイト」は、年金加入期間年金見込額などの年金情報を閲覧できる Web サービスです。

閲覧するには、利用申込みが必要となります。ご利用申込み後、後日、当共済組合から郵送されるユーザ ID 通知書に記載されたユーザ ID と、申込み時にご自身で入力したパスワードにより閲覧できます。

なお、申込み後、ユーザ ID 通知書がお手元に届くまでには、4 週間程度かかります。

また、「地共済年金情報 Web サイト」は公務員厚生年金期間（平成 27 年 9 月以前の期間を含みます）のみが掲載されています。

【利用に際しての主な注意点】

- ・利用に必要な入力項目は、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、パスワード
- ・利用可能なインターネットブラウザは、Internet Explorer 9.0 以上、Google Chrome、Firefox を推奨

【地共済年金情報 Web サイトを利用できない方】

- ・老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- ・一時金全額受給期間のみを有する方
- ・退職共済年金、老齢厚生年金等の年金受給者の方
- ・離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

- 利用はこちら → [<https://www.kouritu.or.jp>] トップページ の ピックアップコンテンツ内
⇒ 年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報 Web サイトのご案内）
⇒ 地共済年金情報 Web サイト

ねんきん定期便サンプル (50歳以上：圧着ハガキ)



親展

101-0064
東京都千代田区 神田駿河台
2-9-5

公立 花子 様

2 -8MS42K0000001#

大切なお知らせ

ねんきん定期便です

問い合わせ先



公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

<https://www.kouritu.go.jp/>

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時から午後5時30分まで

※開通したばかりの電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう

お願いたします。

※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させて

いただいております。ご理解ください。お願いたします。

両面を、ゆっくりとほがして、ご覧ください

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはお取り扱いください。)

基礎年金番号	1234567890
私立共済の加入者番号	

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)	国民年金計 (未納月数を除く)	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	93 月	第3号被保険者 (未納月数を除く)	55 月	148 月	0 月
一般厚生年金 (国民年金・地方公務員)	181 月	厚生年金保険 (b)	67 月	0 月	248 月
		公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	0 月	0 月	0 月
		私立共済厚生年金 (私立学校の教職員)	0 月	0 月	0 月
		厚生年金保険計	248 月	0 月	0 月
		合計	396 月	0 月	396 月

①「第1号被保険者(未納期間を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数を合せて表示しています。

② (d) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち免除期間を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。

この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)

支給開始年齢	61 歳～	64 歳～	65 歳～
(1) 国民年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	老齢基礎年金
	390,744 円	390,744 円	686,758 円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	老齢厚生年金
	390,744 円	390,744 円	390,744 円
一般厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	老齢厚生年金 (経過的加算部分)
	0 円	0 円	264 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	老齢厚生年金 (経過的加算部分)
	0 円	0 円	299,193 円
私立共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	老齢厚生年金 (経過的加算部分)
	0 円	0 円	15,417 円
(1) と (2) の合計	390,744 円	705,354 円	1,392,513 円

老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で継続して加入したものと仮定し、60歳を越えて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。

②受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間を有している場合、既に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、私立共済厚生年金期間はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

③国民年金と地方公務員共済組合等共済組合(共済年金) ※表合せて表示しています。

④平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国民年金と地方公務員共済組合等共済組合(共済年金) ※表合せて表示しています。

※被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の加入実績は、老齢厚生年金の給付率と同率で計算した金額に、別に定められた給付率を用いて計算した金額を加算したものととなり、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間(平成27年9月以前)については別途「経過的職域加算額(共済年金)」として当共済組合等から支給されます。

⑤上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。



【5】お問い合わせ先

公立学校共済組合大阪支部 〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目（府庁別館3階） ・年金グループ : 06-6941-2864(直通) ・年金(受給者)相談コーナー : 06-6944-2088(直通)	府庁大代表:06-6941-0351 (内線) 3480、3486、3490 月曜～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時
公立学校共済組合本部 年金相談センター 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 03-5259-1122	月曜～金曜(祝日及び年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分

<参考>大阪府内の主な厚生年金実施機関

(第1号) 一般厚生年金 実施機関

年金事務所	所在地	電話
天満	〒530-0041 大阪市北区天神橋4-1-15	06-6356-5511
福島	〒553-8585 大阪市福島区福島8-12-6	06-6458-1855
大手前	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-1-30 (船場ダイヤモンドビル6～8階)	06-6271-7301
堀江	〒550-0014 大阪市西区北堀江3-10-1	06-6531-5241
市岡	〒552-0003 大阪市港区磯路3-25-17	06-6571-5031
天王寺	〒543-8588 大阪市天王寺区悲田院町7-6	06-6772-7531
平野	〒547-8588 大阪市平野区喜連西6-2-78	06-6705-0331
難波	〒556-8585 大阪市浪速区敷津東1-6-16	06-6633-1231
玉出	〒559-8560 大阪市住之江区新北島1-2-1 (オスカードリーム4階)	06-6682-3311
淀川	〒532-8540 大阪市淀川区西中島4-1-1 (日清食品ビル2・3階)	06-6305-1881
今里	〒537-0014 大阪市東成区大今里西2-1-8	06-6972-0161
城東	〒536-8511 大阪市城東区中央1-8-19	06-6932-1161
貝塚	〒597-8686 貝塚市海塚305-1	072-431-1122
堺東	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101
堺西	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西4-2-18	072-243-7900
東大阪	〒577-8554 東大阪市永和1-15-14	06-6722-6001
八尾	〒581-8501 八尾市桜ヶ丘1-65	072-996-7711
吹田	〒564-8564 吹田市片山町2-1-18	06-6821-2401
豊中	〒560-8560 豊中市岡上の町4-3-40	06-6848-6831
守口	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 (守口市役所内7階)	06-6992-3031
枚方	〒573-1191 枚方市新町2-2-8	072-846-5011

(第4号) 私学共済厚生年金 実施機関

日本私立学校振興・共済事業団 (共済業務課)	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 (大阪ガーデンパレス4階)	06-6393-9701
---------------------------	--	--------------

大阪府内の年金事務所管轄区域一覧

年金事務所	管 轄 区 域		
	健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
天満	北区(淀川年金事務所管内の地域を除く。)	北区	
福島	福島区 西淀川区	同左	
大手前	都島区 中央区 浪速区 東成区 生野区 旭区 城東区 鶴見区	都島区 中央区	大阪府
堀江	西区	西区 大正区	
市岡	此花区 港区 大正区	此花区 港区	
天王寺	天王寺区 阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内 郡	同左	
平野	東住吉区 平野区	同左	
難波		浪速区	
玉出	住吉区 西成区 住之江区	同左	
淀川	東淀川区 淀川区 北区のうち大 淀北一丁目、大淀北二丁目、大 淀中一丁目、大淀中二丁目、大 淀中三丁目、大淀中四丁目、大 淀中五丁目、大淀南一丁目、大 淀南二丁目、大淀南三丁目、国 分寺一丁目、国分寺二丁目、天 神橋七丁目、天神橋八丁目、豊 崎一丁目、豊崎二丁目、豊崎三 丁目、豊崎四丁目、豊崎五丁目、 豊崎六丁目、豊崎七丁目、中津 一丁目、中津二丁目、中津三丁 目、中津四丁目、中津五丁目、中 津六丁目、中津七丁目、長柄中 一丁目、長柄中二丁目、長柄中 三丁目、長柄西一丁目、長柄西 二丁目、長柄東一丁目、長柄東 二丁目、長柄東三丁目、本庄西 一丁目、本庄西二丁目、本庄西 三丁目、本庄東一丁目、本庄東 二丁目及び本庄東三丁目	東淀川区 淀川区	
今里		東成区 生野区	
城東		旭区 城東区 鶴見区	
貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉 南市 阪南市 泉南郡	同左	
堺東	堺区 中区 東区 南区 北区 美原区	堺市	
堺西	西区 泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	泉大津市 和泉市 高石市 泉北 郡	
東大阪	東大阪市	同左	
八尾	八尾市 柏原市	同左	
吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	同左	
豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	同左	
守口	守口市 大東市 門真市	同左	
枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交 野市	同左	

日本年金機構のホームページより抜粋
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>